

みやき町空き家バンク制度実施要綱

平成23年9月1日

告示第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、みやき町内に存在する空き家の有効活用を通して、コミュニティ機能の維持及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住等を目的として建築したが、現に居住していない(近日に居住しなくなる予定のものを含む。)建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家の所有権又はその他の権利により売却、賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 みやき町空き家バンク登録台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録された空き家情報の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク制度 空き家の売却、賃貸を希望する所有者等からの申込みにより登録された情報を利用希望者に対して町が情報提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み)

第4条 空き家バンク制度に登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)及び空き家バンク登録カード(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込書が提出されたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家台帳(様式第3号)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項に規定する登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録を受けていない空き家で、空き家バンク制度に登録することが適当と認める者は、当該所有者等に対して、同制度の

登録を勧めることができる。

(空き家登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届(様式第5号)及び変更内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録抹消)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき、空き家バンク登録取消申出書(様式第6号)の提出があったとき、空き家の登録に関して不正や偽りなどが判明したとき、又は町長が適当でないと認めたときは、空き家台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク登録取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 登録から2年を経過したものについては、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録することができる。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、空き家登録者の登録された情報の一部を公開するとともに利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第8号)により町長に申し込むものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、第8条に規定する要件を満たし、適切であると認めたときは空き家バンク利用希望者台帳(様式第9号)に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書(様式第10号)により当該利用申込者に通知するものとする。

4 第1項の規定により公開する空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 所在地(字及び地番を除く。)
- (4) 希望売却価格若しくは賃料
- (5) 間取図及び外観写真
- (6) 空き家の概要
- (7) 設備状況
- (8) 利用状況
- (9) 主要施設までの距離
- (10) 地図(位置図)
- (11) その他特記事項

(利用登録要件)

第8条 空き家バンクの情報を受け、これを利用しようとする利用希望者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、本町の自然環境、生活文化、地域自治等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者
- (2) 空き家に定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域活性化に寄与しようとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用登録の変更)

第9条 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた利用者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届（様式第11号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第10条 町長は、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第12号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク利用登録取消申出書（様式第13号）の提出があったとき。
- (2) 第8条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害すおそれがあると認められたとき。
- (4) 空き家バンク利用登録後、2年が経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再度登録した場合は、この限りでない。
- (5) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (6) その他町長が適当でないとして認められたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 交渉を申し込みたい利用登録者は、交渉申込書（様式第14号）に誓約書（様式第15号）を添えて、希望する登録物件の登録番号その他必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交渉申込書が提出されたときは、その内容について審査し、第8条に規定する要件を満たすものと認められたときは、交渉申込通知書（様式第16号）により空き家登録者に通知するものとする。この場合において、空き家登録者の代理又は媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様とする。

3 町長は、前項の通知をしたときは、交渉通知完了書（様式第17号）により速やかに当該利用登録者に通知するものとする。

4 第2項の通知を受けた空き家登録者は、遅滞なく利用登録者と交渉を行い、その結果については、交渉結果報告書（様式第18号）により町長に報告しなければならない。

（空き家登録者と利用希望者の交渉等）

第12条 町長は、空き家登録者と利用登録者が行う売買、賃貸借に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 空き家登録者及び利用希望者並びに空き家台帳又は利用者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家台帳及び利用希望者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を棄損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保存する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、棄損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

（暴力団の排除）

第14条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は、空き家バンク制度を利用することができない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。